【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年８月31日
【発行者の名称】	株式会社田村ビルズグループ （Tamura Builds Group Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役　田村　伊幸
【本店の所在の場所】	山口県山口市黒川400番地１
【電話番号】	（083）902-0950（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員　與國　忍
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの名称】	株式会社船井総合研究所
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員　真貝　大介
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲２丁目２番１号
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.funaisoken.co.jp
【電話番号】	（03）4356-0271
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market 福岡証券取引所　Fukuoka PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社田村ビルズグループ https://tamura-builds.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ 証券会員制法人福岡証券取引所 https://www.fse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Market 及びFukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Market 及びFukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおいては、J-Adviser及びF-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviser及びF-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser及びF-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第11期	第12期	第13期
決算年月		2024年５月	2025年５月	2026年５月
売上高	（千円）	6,782,641	7,676,225	9,225,975
経常利益	（千円）	192,404	461,103	325,026
親会社株主に帰属する当期純利益	（千円）	291,401	224,570	157,596
包括利益	（千円）	292,201	226,159	153,818
純資産額	（千円）	1,667,869	1,894,028	2,047,847
総資産額	（千円）	7,695,091	7,829,948	10,389,704
１株当たり純資産額	（円）	1,667.87	1,894.03	2,047.85
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益	（円）	291.40	224.57	157.60
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	－
自己資本比率	（％）	21.7	24.2	19.7
自己資本利益率	（％）	19.3	12.6	8.0
株価収益率	（倍）	－	－	12.6
配当性向	（％）	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△281,483	191,337	△2,022,351
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	232,207	△234,861	△132,823
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	128,673	△302,140	2,221,519
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	1,382,369	1,036,705	1,103,050
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	194 (48)	205 (50)	219 (48)

（注１）１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

（注２）潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第11期及び第12期は、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、第13期は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注３）株価収益率については、第11期及び第12期は当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

（注４）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

（注５）第12期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第11期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第13期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第３項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。

２【沿革】

当社グループのルーツとなる田村屋は、1879年に食料品店として創業されました。その後、時代のニーズに合わせて生業を変えながら、1972年に田村建材株式会社を設立し、日本国内の高度成長を背景に、建築資材販売業として山口県北部地域で店舗展開してまいりました。以降、1992年の産業廃棄物処理業許可取得、2007年の宅地建物取引業許可取得により、建築資材販売業から産業廃棄物処理業及び建築・不動産事業へと事業転換を図ってまいりました。2010年代には、山口県中西部へ不動産事業として積極的な出店をし、現在では山口県内に建築・不動産事業として11拠点、環境リサイクル事業として２拠点を展開しています。また、2023年には福岡本社を開設し、九州エリアにおいても建築・不動産事業として福岡県内に３拠点、熊本県内に１拠点を展開しています。建築・不動産事業では、中古住宅の売買仲介事業で店舗展開をしながら、そこに集まる不動産情報に付加価値を付けることで「住」に関わる事業の多角化を図っています。具体的には、中古住宅買取再販、新築建売、投資用アパート販売、建築・足場、不動産売買仲介となります。環境リサイクル事業では埋立容量約53万立方メートルの安定型最終処分場を核として、中間処理施設（木くず破砕施設、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石膏ボード）破砕施設、廃プラスチック類破砕・圧縮施設）を３施設保有しています。また産業廃棄物の収集・運搬も当社グループで行っており、廃棄物の収集・運搬から中間処理及びリサイクル・最終処分までという産業廃棄物処理の一貫体制を構築しています。

当社は、戦略的な管理・運営と効率化を目的に、2014年に純粋持株会社として設立いたしました。資本を集中させ、グループ全体の意思決定を迅速化するとともに、戦略的な事業ポートフォリオの構築により競争力を向上させることを目指してまいります。また、持株会社を通じて経営資源の配分を最適化し、新たな事業展開やイノベーションを促進する基盤を構築します。さらに、法務の観点からも有利な運営を実現し、リスクを分散することで当社グループ全体の持続可能性を強化します。このような統括機能を持つことで、企業価値の最大化を図り、長期的な成長を支える仕組みを確立することを目的としております。

当社グループの沿革は以下の通りとなります。

年月	沿革
1879年１月	山口県長門市に田村屋を創業
1892年１月	田村屋を田村商店に改名
1972年１月	田村商店を改組し、田村建材株式会社を設立（三隅本店、長門支店、油谷支店）
1992年１月	田村建材株式会社が山口県山口市に山口支店を開設し、足場工事業を開始
1992年10月	田村建材株式会社が山口県長門市で産業廃棄物処分業（最終処分）許可を取得し、産業廃棄物処理事業を開始
1999年10月	田村建材株式会社が山口県長門市で産業廃棄物処分業（中間処理：ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石膏ボード）破砕）許可を取得
2001年５月	田村建材株式会社が山口県長門市で産業廃棄物処分業（中間処理：木くず破砕）許可を取得
2003年12月	田村建材株式会社が山口県山口市で産業廃棄物処分業（中間処理：選別・破砕・圧縮）許可を取得
2004年６月	山口県山口市にタムラエンバイロ有限会社を設立
2004年９月	タムラエンバイロ有限会社が産業廃棄物収集運搬業許可を取得
2005年１月	タムラエンバイロ有限会社が産業廃棄物処分業の許可を取得し、産業廃棄物処理事業を開始
2005年10月	山口県長門市に有限会社キャロットたむらを設立
2005年12月	有限会社キャロットたむらが産業廃棄物収集運搬業許可を取得
2006年12月	タムラエンバイロ有限会社が改組し、タムラエンバイロ株式会社へ商号変更
2007年１月	有限会社キャロットたむらが産業廃棄物処分業（中間処理及び最終処分）の許可を取得し、産業廃棄物処理事業を開始。
2007年２月	タムラエンバイロ株式会社が宅地建物取引業許可を取得
2007年３月	タムラエンバイロ株式会社が一般建設業許可（とび・土工工事業）を取得
2007年５月	タムラエンバイロ株式会社がハウスドゥ山口平川店を開設
2010年６月	タムラエンバイロ株式会社がハウスドゥ宇部店を開設
2014年１月	山口県山口市に持株会社として当社（株式会社たむらホールディングス、現株式会社田村ビルズグループ）を設立し、田村建材株式会社、タムラエンバイロ株式会社、有限会社キャロットたむらを完全子会社化
2014年６月	田村建材株式会社が新築事業及び中古住宅買取再販事業を開始
2014年11月	田村建材株式会社が不動産事業を開始（タムラエンバイロ株式会社から事業を承継）
2017年１月	田村建材株式会社が株式会社田村ビルズへ商号変更

年月	沿革
2019年９月	株式会社田村ビルズが収益不動産の保有を本格的に開始すると同時に賃貸管理事業を開始
2019年12月	当社が山口住宅有限会社（山口県山口市）を完全子会社化
2020年２月	当社が有限会社双葉不動産（山口県萩市）を完全子会社化し、萩・長門地区で不動産事業を開始
2020年６月	山口住宅有限会社が株式会社山口住宅へ改組
	有限会社双葉不動産が改組し、株式会社ふたば不動産へ商号変更
2021年６月	当社の完全子会社として山口県山口市に株式会社LFBアパートメントを設立し、アパート販売事業を開始。「LFB賃貸」ブランドを立ち上げ、LFB賃貸山口中央店、LFB賃貸宇部店、LFB賃貸山口東店を開設
2022年７月	株式会社ふたば不動産が株式会社山口住宅を吸収合併
2022年８月	株式会社LFBアパートメントが株式会社LFB賃貸へ商号変更
2022年10月	当社（株式会社たむらホールディングス）が株式会社田村ビルズグループへ商号変更
2022年12月	当社が株式会社エコハウス（山口県宇部市）を完全子会社化し、注文住宅事業を強化
2023年１月	株式会社田村ビルズが不動産情報MAPシステム「スモーラ」を開発し、不動産テック事業としてサービス提供を開始
2023年５月	当社が株式会社アービックマネジメント（北九州市小倉北区）を完全子会社化し、北九州市で賃貸管理事業を強化
2023年５月	株式会社田村ビルズが株式会社LFB賃貸を吸収合併
2023年10月	当社が福岡市中央区に福岡本社を開設
2023年11月	株式会社田村ビルズが不動産特定共同事業法に基づき、山口県知事より第１号の許可を取得
2023年12月	株式会社田村ビルズが株式会社エコハウスを吸収合併
2025年４月	株式会社田村ビルズが株式会社アービックマネジメントを吸収合併
2025年６月	有限会社キャロットたむらが産業廃棄物処理施設変更（最終処分場の拡張）許可を取得
2026年３月	当社株式が東京証券取引所のTOKYO PRO Market及び福岡証券取引所のFukuoka PRO Marketに上場
2026年６月	株式会社ふたば不動産が株式会社LFBレジデンシャルへ商号変更し、本社を福岡市中央区へ移転

３【事業の内容】

当社グループは、建築・不動産事業、環境リサイクル事業の２つのセグメントで事業を運営しており、株式会社田村ビルズグループ（以下「当社」という。）、及び当社の子会社である株式会社田村ビルズ、株式会社ふたば不動産、タムラエンバイロ株式会社、有限会社キャロットたむらの５社で構成されております。各セグメントにおける当社及び子会社の位置付けは、当社がグループ全体の経営マネジメント及び経理・総務等のバックオフィス業務を担い、建築・不動産事業を株式会社田村ビルズ、株式会社ふたば不動産が運営し、環境リサイクル事業をタムラエンバイロ株式会社、有限会社キャロットたむらが運営しております。なお、株式会社ふたば不動産は2026年６月より「株式会社LFBレジデンシャル」へ社名を変更しております。

事業系統図（建築・不動産事業）

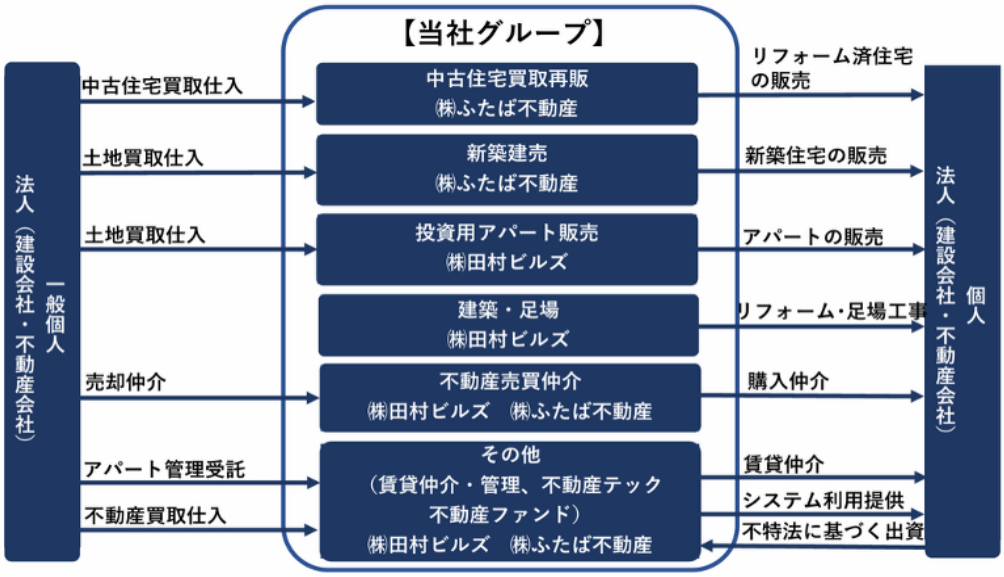

事業系統図（環境リサイクル事業）

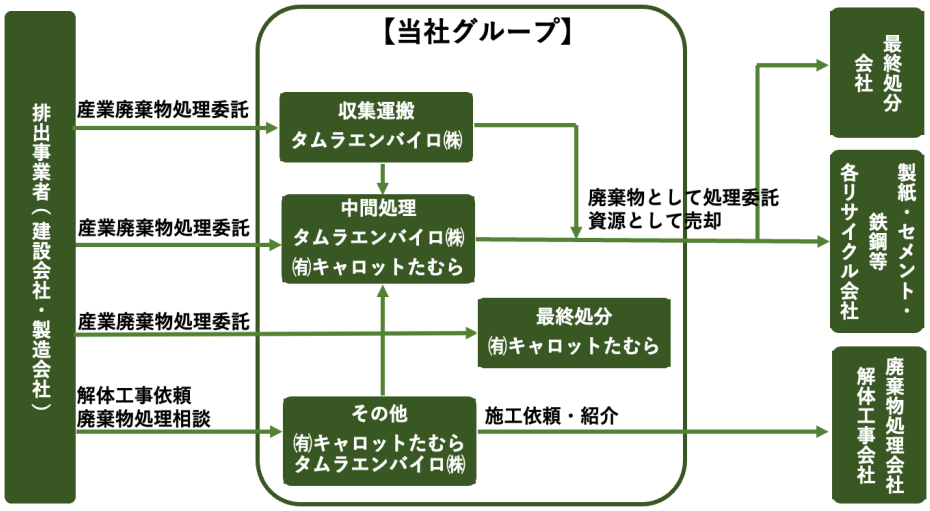

【建築・不動産事業】

１．中古住宅買取再販

中古の戸建住宅及び区分マンションを買い取り、その後、リフォーム工事を施すことで物件に新たな付加価値を創出します。これらの再生された住宅は、自社ブランドである「LFB再生住宅」として住宅一次取得者をターゲットに再販しております。建設・不動産事業において主要の事業となります。

（株式会社ふたば不動産）

２．新築建売

事業用地として土地を購入し、その土地に新築住宅を建設します。完成した土地と住宅を一括して、自社ブランドの「LFB新築住宅」として顧客に建売販売しております。

（株式会社ふたば不動産）

３．投資用アパート販売

投資を目的としたアパートの販売として、まず土地を購入し、そこに新築アパートを建設します。完成した土地とアパートをセットにして、自社ブランドである「LFBアパートメント」として主に投資家の方々へ販売しております。

（株式会社田村ビルズ）

４．建築・足場

山口県を主な活動エリアとし、新築住宅の請負工事や住宅リフォームの請負工事を行っております。これらに加え、建設現場で必要となる仮設足場の設置や解体を行う足場架け払い工事も手掛けております。

（株式会社田村ビルズ）

５．不動産売買仲介

山口県を中心として、福岡県、熊本県などに合計11拠点で展開しております。このうち９店舗は、株式会社And Doホールディングスが運営する不動産仲介フランチャイズの「ハウスドゥ」ブランドに加盟しており、売買仲介業務に付随する各種サービスも含めて、お客様にワンストップで提供しております。

（株式会社田村ビルズ及び株式会社ふたば不動産）

６．その他

自社ブランドの「LFB賃貸」として、賃貸アパートを対象とした賃貸仲介業務及び入居後の賃貸物件の管理業務を行っております。

「スモーラ」のサービス名で、不動産情報に特化したMAPシステムをサブスクリプション（月額課金）型で提供する不動産テックサービスを展開しております。

不動産特定共同事業法に基づく許可を取得し、不動産投資型クラウドファンディングサービスを提供しております。

（株式会社田村ビルズ及び株式会社ふたば不動産）

【環境リサイクル事業】

１．収集運搬

企業が事業活動に伴って排出する産業廃棄物について、排出元の企業に代わって、適正かつ効率的な収集と運搬を代行するサービスを提供しております。

（タムラエンバイロ株式会社）

２．中間処理

産業廃棄物の中間処理業許可として「選別・破砕・圧縮」の許可を有し、産業廃棄物の減容化及び再資源化を行っております。産業廃棄物の選別過程で発生する金属くず、紙くず及び中間処理した後の木質チップを有価物として売却する事業を行っております。

（タムラエンバイロ株式会社及び有限会社キャロットたむら）

３．最終処分

有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、がれき類等の安定型産業廃棄物を埋め立てる最終処分業の許可を有し、廃棄物を適切に管理しながら安定型最終処分場を運営しております。2026年３月末日現在で埋立容量約53万立方メートルの産業廃棄物処分業許可を取得しております。

また、本施設のさらなる拡張を目的として、2025年６月に埋立容量を約100万立方メートルとする産業廃棄物処理施設変更許可を取得いたしました。今後、数年内を目途に拡張工事を完了し、最終処分場の増設を検討しております。

（有限会社キャロットたむら）

４．その他

住宅等の解体工事、樹木の伐採工事等の事業を行っております。また様々な廃棄物に関するソリューションを提案しております。

（タムラエンバイロ株式会社及び有限会社キャロットたむら）

４【関係会社の状況】

名称	住所	資本金（千円）	主要な事業の内容（注１）	議決権の所有割合又は被所有割合（%）	関係内容
（連結子会社） ㈱田村ビルズ（注２、４、５）	山口県山口市	100,000	建築・不動産事業	100	資金の借入、債務被保証、役員の兼任、担保の受入、不動産の賃貸借、事務委託、人材採用
㈱ふたば不動産（注２、３、４、５）	山口県萩市	3,000	建築・不動産事業	100	資金の借入、債務被保証、担保の受入、経営指導、事務委託、人材採用
タムラエンバイロ㈱（注２、４、５）	山口県山口市	30,000	環境リサイクル事業	100	資金の借入、経営指導、不動産の賃貸借、事務委託、人材採用
㈲キャロットたむら（注２、４）	山口県長門市	8,000	環境リサイクル事業	100	資金の借入、不動産の賃貸借、事務委託、人材採用

（注１）「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
（注２）有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
（注３）2026年６月より、㈱ふたば不動産から㈱LFBレジデンシャルへ社名を変更するとともに、本社を山口県萩市から福岡市中央区へ移転しております。
（注４）㈱田村ビルズ、㈱ふたば不動産、タムラエンバイロ㈱及び㈲キャロットたむらは特定子会社であります。
（注５）㈱田村ビルズ及び㈱ふたば不動産は、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。各社の2025年６月１日から2026年５月31日までの主要な損益情報等は以下の通りです。

		㈱田村ビルズ	㈱ふたば不動産
(1) 売上高	（千円）	4,343,981	5,054,840
(2) 経常利益	（千円）	257,626	221,273
(3) 当期純利益	（千円）	173,330	147,918
(4) 純資産額	（千円）	599,544	295,484
(5) 総資産額	（千円）	3,607,930	5,656,250

５【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年５月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
建築・不動産事業	150　(28)
環境リサイクル事業	52　(７)
全社（共通）	17　(13)
合計	219　(48)

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は年間の平均雇用人数（　）外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2026年５月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
87（13）	28.2	4.2	4,599

（注１）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は年間の平均雇用人数（　）外数で記載しております。
（注２）平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
（注３）当社は、主に当社グループの管理業務を行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益や持ち直しつつある個人消費、雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調となっております。一方で、地政学リスクの継続、原材料価格やエネルギーコストの高止まり、金利・為替の変動等、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループが属する住宅・不動産業界及び産業廃棄物処理業界におきましても、建設資材の価格上昇、燃料・エネルギーコストの上昇、人件費の高騰といった影響が継続しており、経営環境は引き続き厳しい状況にあります。当社グループはこうした環境下においても、持続的な成長と企業価値向上を目指し、建築・不動産事業においては「ALL LIVING」を事業コンセプトに掲げ、住まいに関するサービスをワンストップで提供する体制を構築し、顧客満足度及びLTV（顧客生涯価値）の向上に取り組んでおります。また、環境リサイクル事業においては、産業廃棄物の収集運搬から中間処理・最終処分に至るまでの一貫体制をグループ内に整備し、排出事業者が安心して処理を委託できるサービス体制を強化しております。これにより、安定した取引基盤の構築と収益性の改善を図っております。

当連結会計年度の売上高は9,225,975千円（前年同期比20.2％増加）、営業利益は419,087千円（同17.3％減少）、経常利益は325,026千円（同29.5％減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は157,596千円（同29.8％減少）となりました。

セグメント別の業績は次の通りであります。

(建築・不動産事業)

売上高は8,358,823千円（前年同期比23.9％増加）、セグメント利益は497,015千円（同2.9％減少）となりました。住宅価格の高止まりに伴い中古住宅の需要が増加したこと等から増収となった一方、燃料・各種資材価格高騰の継続等により減益となっております。

なお、連結貸借対照表上の流動資産に計上されている「販売用不動産」には、短期間で販売を予定している「販売用不動産」と、販売までの一定期間、家賃収入等を得ている「収益不動産」が含まれており、その内訳は以下の通りであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
販売用不動産	1,356,986	5,857,131	4,961,928	2,252,190
収益不動産	2,611,285	2,153,324	756,745	4,007,864
計	3,968,272	8,010,456	5,718,673	6,260,054

(環境リサイクル事業)

売上高は867,152千円（前年同期比6.5％減少）、セグメント利益は57,497千円（同50.8％減少）となりました。住宅価格の高止まりと住宅着工数の減少により廃棄物の受入量が減少したこと等により減収となっております。また、燃料・各種資材価格高騰の継続等により原価を圧迫したことに加え、減収により固定費率が上昇し、減益となっております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は1,103,050千円（前連結会計年度末比66,344千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は2,022,351千円（前年同期は191,337千円の獲得）となりました。主な減少要因は棚卸資産の増加額2,428,623千円、法人税等の支払額227,388千円等、主な増加要因は税金等調整前当期純利益の計上322,435千円、仕入債務の増加額118,731千円、契約負債の増加額105,209千円、減価償却費96,829千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は132,823千円（前年同期は234,861千円の使用）となりました。主な減少要因は定期預金の預入による支出219,500千円、有形固定資産の取得による支出135,294千円等、主な増加要因は定期預金の払戻による収入219,595千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は2,221,519千円（前年同期は302,140千円の使用）となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入1,410,000千円、短期借入金の純増加額1,106,000千円、社債の発行による収入342,475千円等、主な減少要因は長期借入金の返済による支出590,907千円等であります。

２【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため、生産の状況は記載しておりません。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称		当連結会計年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）	前年同期比 （%）
建築・不動産事業	（千円）	4,240,144	143.8
合計	（千円）	4,240,144	143.8

（注１）セグメント間の取引を相殺消去した後の金額を記載しております。

（注２）環境リサイクル事業については、提供するサービスの性格上、仕入実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 受注実績

建築・不動産事業において、住宅リフォームや賃貸物件の営繕工事等の受注を行っておりますが、いずれも受注から売上高計上までの期間が短期であることから、記載を省略しております。

また、環境リサイクル事業については、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称		当連結会計年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）	前年同期比 （%）
建築・不動産事業	（千円）	8,358,823	123.9
環境リサイクル事業	（千円）	867,152	93.5
合計	（千円）	9,225,975	120.2

（注１）セグメント間の取引を相殺消去した後の金額を記載しております。

（注２）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、売上高の10%を超える販売先が無いため、記載を省略しております。

３【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、安定的な収益基盤を確立すること、顧客が要求する高品質なサービスのニーズを最大限満たしていくこと、これらを実現するために更なる経営管理機能の強化を図ってまいります。そのため、次の事項を対処すべき課題と認識し、対処してまいります。

＜グループ共通＞

(1) 人材の確保

当社及び当社グループの今後の成長を見据え、新卒採用、中途採用ともに優秀な人材の確保が必要だと考えております。そのために、採用チームの強化、採用ブランディングの強化、採用マーケティングの強化に取り組んでまいります。また、複数の人材紹介会社との積極的なコミュニケーションやリファラル採用の推進などにより中途採用の強化にも取り組んでまいります。入社後の育成は社内研修の他に様々な社外研修を取り入れながら人材育成に取り組んでまいります。

(2) 資金調達の拡充

当社及び当社グループは現在、既存金融機関の協力体制により潤沢な資金調達が可能となっておりますが、今後の事業成長に伴い、さらなる資金調達の必要性が考えられます。既存金融機関の融資枠拡充や、新たな取引金融機関の開拓、また新たな資金調達手法にも取り組んでまいります。

(3) 経営管理機能の強化

当社及び当社グループは今後の事業拡大に伴い組織拡大をしていく上で、さらなる内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンス体制の強化が必要だと考えております。そのため、組織体制の整備、内部監査体制の整備と運用強化、取締役会の充実などを図ってまいります。

＜建築・不動産事業＞

(1) 人材の確保

山口県内において、さらなる「住」の多角化を進めるため、売買仲介店舗と賃貸仲介店舗の出店が必要と考えております。そのために、店舗マネジメントができるリーダー人材の育成をフランチャイズ本部や外部コンサル会社と連携しながら図ってまいります。

(2) WEBマーケティング強化

不動産情報の入手及び各種商品サービスの販売においてWEBマーケティング力がますます重要になってくると考えております。そのため、新たに組成したWEBマーケティングチームで全社的なマーケティング力を強化し、物件や情報の仕入力及び販売力の強化を図ってまいります。

(3) 商品開発力の強化と店舗開発

人口減少社会においては、一定エリア内で「住」関連事業の総合化を図りシェアを向上する必要があり、そのために商品開発力の強化と店舗出店が必要と考えております。金利動向や市場動向、競合状況などに合わせて、外部コンサル会社や顧問などの支援を受けながら時流に適応した商品開発と店舗開発を行ってまいります。

(4) 「スモーラ」の販売体制強化

今後の成長には、全国市場を狙えるような事業開発が必要だと考えております。当社グループで開発・販売したサブスクリプション型不動産情報MAPシステム「スモーラ」は、リリースから３年で500IDを突破するヒット商品となったため、全国展開できるポテンシャルのあるサービスであると考えております。本システムが全国展開を狙えるように販売体制の整備及び強化を図ってまいります。

＜環境リサイクル事業＞

(1) コストダウン

燃料の高騰による事業全体のコストアップが進んでおり、中長期的な対策が必要となっております。その対策の１つとして、タムラエンバイロ㈱では山口市において木くず破砕施設の新設を進めております。この施設の完成により、長門市の有限会社キャロットたむらへ運搬していた木くずの２次運搬が無くなることとなり、大幅なコストダウンとなります。また、破砕した燃料用木質チップの販売先までの運搬距離も約半分となり、販売時の運搬効率も大きく上がることとなります。さらに最新の機械設備であることから生産性も高く、この計画により燃料の高騰に対処出来るのみならず、設置場所の立地条件と高い生産性により、広域からの大量の廃棄物受入れが可能になると考えております。また、㈲キャロットたむらが保有する安定型最終処分場の拡張許可も計画しております。許可取得後は残余容量約31万立法メートルから約77万立法メートルへ残余容量が拡大することから、将来にわたる当社グループの大きな収益源になると考えております。

(2) DX化の推進

電子マニフェスト、電子契約書、電子請求書など多くの業務で社内DX化に取り組んでまいります。これにより一定の成果が出ていますが、今後の継続的な事業拡大に伴い、取引先への要請も含めさらなるDX化の取組みが必要と考えております。取引先とともにWIN－WINとなるようなDX化の取引スキームを構築して普及を図り、一層の生産性向上を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針でありますが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 経済情勢の変化

＜建築・不動産事業について＞

当社グループの建築・不動産事業が属する業界は、景気動向をはじめ金利動向や地価水準、雇用動向や所得水準、また住宅関連税制等の影響を受けやすいといえます。そのため、景気見通しの悪化や金利の上昇、地価の変動及び雇用動向、住宅・不動産関連税制の改正等の政策動向等により、お客様の購買・売却意欲を減退させる可能性があります。また金融機関の当社グループへの融資姿勢に変化があった場合には仕入れ物件の取得が困難となるほか、顧客の不動産投資に対する融資及び住宅ローンに関しても影響があります。これら経済情勢等様々な要因が変動した場合には、当社グループの業績等に影響を与える可能性があります。

＜環境リサイクル事業について＞

当社グループの環境リサイクル事業が属する業界は企業の生産活動に伴って発生する産業廃棄物に関連した事業を行っておりますが、中でも建設現場から排出される建設系産業廃棄物の処理を主力としています。この建設系産業廃棄物の発生量は、景気動向をはじめ金利動向、住宅関連税制の影響を受けやすいため、景気動向、金利動向、政策変更等によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 資材の高騰について

＜建築・不動産事業について＞

建築資材や住宅設備機器を仕入れて新築住宅及び新築アパートの建築、また中古住宅のリフォームを行っておりますが、これらの資材は国内外需要の動向により想定外に価格が高騰する可能性があります。また、建築施工業務を外部事業者に委託しているため、人手不足により外注費が高騰する可能性もあります。当社グループは、複数の建築資材の仕入先を確保し、施工業務の外部委託先を積極的に増やし、良好な関係構築を図ることで価格高騰に対して影響を緩和するように努めておりますが、予想以上に価格が高騰した場合には財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

＜環境リサイクル事業について＞

各種廃棄物処理施設の動力である電力価格や、廃棄物を運搬する車両の燃料価格などが、国内外の様々な状況により想定外に高騰する可能性があります。当社グループが想定する以上に価格が高騰した場合には財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 競合

＜建築・不動産事業について＞

不動産売買仲介、中古住宅買取再販、新築建売、投資用アパート販売、賃貸仲介・賃貸管理、建築・足場など、お客様の「住」に関する総合的なサービスをワンストップで提供することで、競合他社との差別化を図っております。しかしながら、競合他社の動向によっては、事業計画の実行に問題が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

＜環境リサイクル事業について＞

当社グループの環境リサイクル事業は山口県内を市場としていますが、商圏内に大手同業企業は存在せず、地域別に中小零細企業が、収集運搬、中間処理、最終処分と事業別に多数存在し競合しております。当社グループの環境リサイクル事業は山口県内において、産業廃棄物の収集運搬、中間処理、リサイクル、最終処分まで一貫体制でワンストップ対応ができる数少ない事業者として競合他社と差別化をしています。しかしながら、同業他社はそれぞれの得意分野・地域を持ち、価格やサービスを競っており、他産業からの新規参入や業界再編成といった事業環境の変化によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 販売用不動産の仕入

＜建築・不動産事業について＞

当社グループの建築・不動産事業では、中古住宅買取再販、新築建売、投資用アパート販売において、販売用不動産の仕入を行っておりますが、購入価額は地価相場の変動や国内・国外の情勢・景気に影響を受ける可能性があります。当社グループでは、定期的に仕入先との情報交換等を通じ取引の適正価格を把握するとともに、不動産の購入に際しては事前調査を徹底し、重大な瑕疵のある販売用不動産を購入しないよう努めております。また、金融情勢や社会情勢の情報収集を行うことで、取得価額の高騰リスクに備えております。しかしながら、当社が保有する不動産の在庫滞留期間が長期化し、値下げ販売や取得価額の評価替を実施することや、不動産価格の高騰により十分な仕入ができない場合などは、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 販売用不動産の評価

＜建築・不動産事業について＞

当社グループは、新築建売及び投資用アパート販売において取得した土地や中古住宅買取再販として取得した中古住宅等といった販売用不動産を保有しており、当連結会計年度末における販売用不動産は、総資産の約60％となっております。当該販売用不動産については時価（正味売却価額）が帳簿価額を下回った場合には評価損を計上する必要があります。当社グループは販売用不動産を仕入取得する際に、事前に需要予測や周辺環境、近隣相場の調査等を綿密に行った上で、販売計画を策定し担当部門で検討しております。また、販売用不動産の価格変動の有無を定期的に把握し、引渡しまでに要する期間を短縮し、需給バランスを考慮した在庫回転率の向上に努めております。しかしながら、事業環境の変化や災害の発生等により、不動産価格が下落する可能性があります。その場合、想定した価格での売却が困難になり、販売用不動産について評価損を計上する可能性があり、その結果、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 有利子負債への依存度

＜建築・不動産事業について＞

当社グループは、販売用不動産の仕入や収益不動産の購入、また廃棄物処理施設の設置等に関しては、金融機関より融資を受け、それを取得資金としております。当社グループの有利子負債残高は、2026年５月末現在7,013,966千円であり、総資産に占める有利子負債依存度の比率は67.5％となっております。当連結会計年度末における事業資金の借入は取引金融機関の協力のもと十分に確保されております。しかしながら、金融機関の融資姿勢に変更が生じた場合、また、景気動向によって金利が大幅に上昇した場合は、十分な資金が確保できず、また、利息負担の増加等により、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 法的規制

＜建築・不動産事業について＞

当社グループが行っている不動産仲介、住宅リフォーム及び建設工事は、宅地建物取引業法、建設業法、建築基準法、都市計画法、住宅の品質確保の促進等に関する法律等及び関連する各種法令により規制を受けており、宅地建物取引業免許、一般建設業許可及び特定建設業許可について、それぞれ監督官庁より許認可を受けております。特に、宅地建物取引業免許は、当社の主要な事業活動に必須の免許であります。現時点において、当該免許及び許認可等が取消しとなる事由は発生しておりませんが、将来何らかの理由により、当該許認可等が取消された場合又はそれらの更新が認められない場合には、当社グループの事業に重大な影響を与える可能性があります。また、これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後生じた場合にも、当社グループの業績等に影響を与える可能性があります。

＜環境リサイクル事業について＞

当社グループの環境リサイクル事業は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）及びその関係法令により規制されております。この「廃掃法」により産業廃棄物処理業は許可制となっており、業務遂行に当たっては各都道府県知事又は市長村長の許可が必要とされ、産業廃棄物処理施設の新設・増設に関しても、各都道府県知事又は政令市長の許可が必要とする旨規定されております。当社グループは「廃掃法」に基づいて廃棄物の処理を行うために必要な許可を取得しておりますが、万一「廃掃法」に抵触し、当該営業の全部又は一部の停止命令や許可取り消し等の行政処分を受けた場合は、当社グループの事業に重大な影響を与える可能性があります。

当社グループが保有している許可は、以下の通りであります。

【許認可・免許・登録・届出、知的財産権等の取得状況】

（建築・不動産事業）

監督官庁	取得・登録会社名	許認可・届出番号	許認可・届出内容	有効期限	関連法規・法令違反の要件及び許認可取消事由
国土交通省	㈱田村ビルズ	国土交通大臣許可（般-６）第29401号	一般建設業許可（土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、解体工事業、建築工事業、屋根工事業、板金工事業、防水工事業、水道施設工事業）	2029年12月10日	建設業法第29条
山口県知事	㈱田村ビルズ	山口県知事登録（D）第2606号	一級建築士事務所登録	2030年３月23日	建築士法第７～10条
国土交通省	㈱田村ビルズ	国土交通大臣（２）9501号	宅地建物取引業者免許	2029年２月７日	宅地建物取引業法第66条
山口県知事	㈱LFBレジデンシャル	山口県知事（７）第2626号	宅地建物取引業者免許	2027年11月８日	
国土交通省	㈱田村ビルズ	国土交通大臣(01)第003785号	賃貸住宅管理業登録	2027年２月14日	賃貸住宅管理業法第23条
	㈱LFBレジデンシャル	国土交通大臣（01）第008621号	賃貸住宅管理業登録	2027年10月31日	
山口県知事	㈱田村ビルズ	03505001074	産業廃棄物収集運搬業許可	2030年７月31日	廃棄物処理法第７条第５項第４号、第14条第５項第２号
長門市長		長市生廃第136号	一般廃棄物収集運搬業許可	2026年11月15日	
山口県知事		第03548124778号	産業廃棄物処分業許可	2027年１月４日	
山口県山口環境保健所	㈱田村ビルズ	令６山健第191号の1の1の90	食品衛生許可証	2031年１月31日	食品衛生法第60条
国土交通省	㈱田村ビルズ	国土交通大臣（１）第074768号	マンション管理業者の登録	2029年12月24日	マンション管理適正化法第81条～84条
山口県知事	㈱田村ビルズ	山口県知事第１号	不動産特定共同事業法許可	－	不動産特定共同事業法第36条
山口税務署	㈱田村ビルズ	山酒指e第10号	酒類販売業免許	－	酒税法第14条

（環境リサイクル事業）

監督官庁	取得・登録会社名	許認可・届出番号	許認可・届出内容	有効期限	関連法規・法令違反の要件及び許認可取消事由
山口県知事	タムラエンバイロ㈱	山口県知事許可（般-３）第19918号	一般建設業許可（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、解体工事業）	2027年３月８日	建設業法第29条
	㈲キャロットたむら	山口県知事許可（般-５）第21354号	一般建設業許可（土木工事業、解体工事業、とび・土木工事業）	2029年１月17日	
広島県知事	タムラエンバイロ㈱	第03400113669号	産業廃棄物収集運搬業許可	2030年６月10日	廃棄物処理法第７条第５項第４号、第14条第５項第２号
山口県知事		03515113669	産業廃棄物収集運搬業許可	2029年９月12日	
愛媛県知事		03857113669	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	2028年２月14日	
大分県知事		04408113669	産業廃棄物収集運搬業許可	2028年４月12日	
島根県知事		0320113669	産業廃棄物収集運搬業許可	2031年１月29日	
福岡県知事		04000113669	産業廃棄物収集運搬業許可	2031年４月21日	
山口県知事		03565113669	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	2026年10月16日	
山口市長		指令資源第80号	一般廃棄物処理業許可（収集運搬）	2027年４月２日	
山口市長		指令資源第12号	一般廃棄物処理業許可（処分）	2027年６月25日	
山口県知事		03525113669	産業廃棄物処分業許可	2030年１月10日	
山口県知事		第26号の３	産業廃棄物処理施設設置許可証	－	
山口県知事	㈲キャロットたむら	03508124778	産業廃棄物収集運搬業許可	2030年12月27日	
長門市長		長市生廃第182号	一般廃棄物収集運搬業許可	2027年２月25日	
長門市長		長市生廃第183号	一般廃棄物処処分許可	2027年２月25日	
山口県知事		第03548124778号	産業廃棄物処処理許可	2027年１月４日	

(8) 訴訟の可能性

＜建築・不動産事業について＞

当社グループでは、現段階において業績に重大な影響を与える訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループの建築・不動産事業では、当社グループの販売する住宅、不動産において、瑕疵等の発生、又は工事期間中における近隣からの様々なクレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。当社では、施工品質の管理に努めておりますが、重大な訴訟等が発生した場合には、当該状況に対応するために多額の費用が発生するとともに、当社の信用を大きく毀損することにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 販売住宅等にかかる瑕疵担保責任

＜建築・不動産事業について＞

住宅供給事業者は、新築住宅の構造上主要な部分及び雨水の侵入を防止する部分については、住宅の品質確保の促進等に関する法律により住宅の引渡日から10年間の瑕疵担保責任を、その他の部分については、宅地建物取引業法により住宅の引渡日から最低２年間の契約不適合責任を負うことが定められています。当社グループの建築・不動産事業は外部委託業者等との協力体制を構築しており、徹底した品質管理に努めております。加えて、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律により、住宅の瑕疵担保責任履行のための資力の確保が義務付けられており、当社グループでは住宅瑕疵担保責任保険への加入により、その保証責任を十分履行できるような体制を整えております。しかしながら、当社グループの販売した物件に重大な瑕疵があることが判明した場合には、その直接的な原因が当社グループの責めに帰すべきものでない場合であっても、売主としての瑕疵担保責任を負わなければならない場合があり、損害賠償請求の発生並びに当社グループに対する信頼低下等により、当社グループの事業展開及び経営成績等に影響を与える可能性があります。また、これらの法規制等が強化された場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

(10) 個人情報保護

当社グループは、お客様、取引先に対して、数多くの個人情報を取得・保有しています。そのため 「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護規程」、「マイナンバー管理規程」を定めるとともに、コンプライアンス委員会、顧問弁護士による勉強会等を通じて、個人情報保護の重要性を従業員に徹底しております。また、情報が漏えいした場合を想定し、報告ルートの明文化等の対応手順を作成しております。しかしながら、当社グループが保有する個人情報が漏えいした場合、損害賠償請求や信用力の低下により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(11) 株式会社ハウスドゥ住宅販売とのフランチャイズ契約

＜建築・不動産事業について＞

当社グループの建築・不動産事業では、株式会社ハウスドゥ住宅販売とフランチャイズ契約を締結しており、同社とは良好な関係を維持しております。同社が展開する「ハウスドゥ」ブランドの認知度が顧客に対して安心感を与えるメリットがあるため、今後も契約を継続していく方針ですが、何らかの要因により当該フランチャイズ契約が解除となった場合の他、同社及び同社のフランチャイズ加盟店において違法行為等があり、フランチャイズ全体のイメージが低下した場合、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

(12) 廃棄物の最終処分場

＜環境リサイクル事業について＞

当社グループの環境リサイクル事業において操業中の安定型最終処分場につきましては、受け入れ廃棄物の確認、施設点検、水質検査等を実施し、環境への影響を監視しています。また「廃掃法」により操業が終了した後も周辺への環境影響が出ないように長期間にわたり維持管理を行うことが義務付けられています。当社グループにおいても長期にわたり法令遵守しながら維持管理していく方針ですが、万一天変地異や人的過失により汚染物質が浸出する事態が発生した場合、企業としての信頼を毀損し、当社グループの事業に重大な影響を与える可能性があります。

(13) 地域住民との関係

＜環境リサイクル事業について＞

当社グループの環境リサイクル事業におきましては、廃棄物処理施設を設置している周辺の地域住民の方々とは、定期的なコミュニケーションをはかることで概ね良好な関係の構築ができていると考えており、今後とも地元自治会の総会や催事、お祭りなどを通して相互理解を深め、現状の関係性を維持していこうと考えています。しかしながら、何らかの理由により地域住民の方々と当社グループとの関係が悪化し、当社処理施設の操業が不可能となった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

(14) 人材の確保・育成

当社は、長期的な安定経営を行うために、優秀な人材を継続的に採用し育成していくことが重要な課題のひとつであると認識しています。このような状況において、当社グループは新卒採用に重点を置き、2006年より継続的な新卒採用を実施してきております。インターンシップ制度や社内研修を充実させることで、当社グループの経営理念や経営方針を理解・実践できる人材を早期に育成することに努めるとともに、モチベーション・定着率を高めるために人材の育成と成果に報いる人事制度や福利厚生等を充実させるよう努めております。また同時に、当社グループが属する建築・不動産業界や環境リサイクル業界では一定の専門知識を要するため、業界経験のある人を即戦力として雇用する中途採用も積極的に実施しております。また業界未経験の人でも早期戦力化できるように資格取得支援制度を充実させ、人材の確保に努めています。しかしながら、雇用情勢の変化等により、計画どおりに人材が確保・育成できない場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

(15) 自然災害、事故等に関するリスク

感染症の世界的な流行（パンデミック）や地震、津波、噴火、台風、河川の氾濫、山火事などの自然災害や火災、暴動、テロなどの不測の事故が発生した場合、社屋や従業員、その家族、取引先に物的・人的な甚大な被害が及ぶ可能性があります。これにより、事業活動に支障をきたし、想定を超える被害が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

(16) インターネット等による風評

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、風評被害が事業に与える影響は大きくなっています。それに備え、当社グループでは、役員及び従業員に対しコンプライアンス勉強会を通じ、日々研鑽を行っています。一方、当社グループ不祥事や不適切行為、当社グループサービスに満足されない場合などでソーシャルメディアに書き込みが行われる可能性があります。そのような風評リスクが拡大・拡散された場合には、当社グループのブランドイメージが毀損し、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(17) 特定人物への依存

当社の代表取締役である田村伊幸は、当社グループの創業家出身であり最高経営責任者でもあります。経営方針や経営戦略の決定等、事業活動において重要な役割を担っております。当社グループは、同氏への過度な依存を回避すべく、会議体による重要な意思決定の徹底及び担当役員や部長への権限移譲の推進により、組織として事業遂行を行う体制構築を進めております。しかしながら、現時点において、同氏が当社グループの代表取締役としての業務執行を継続することが困難となった場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

(18) 担当J-Adviserとの契約

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

株式会社田村ビルズグループ（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社船井総合研究所（以下「乙」という）は本契約を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第２条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

a　次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該（ａ）から（ｃ）までに定める書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面。

（ｂ）産競法第２条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合　当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面。

（ｃ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合　当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面。

b　規程施行規則第501条第７項第５号ｂに定める、第６項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第１号ａｊに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面。

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日。

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）。

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日。

（ａ）　TOKYO PRO Marketの上場株券等。

（ｂ）　特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等。

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの２　非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合。

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

＜催告解除及び通知義務＞

甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、１カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

(19) 担当F-Adviserとの契約

＜F-Adviser契約解除に関する条項＞

株式会社田村ビルズグループ（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社船井総合研究所（以下「乙」という）は本契約を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第２条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

a　次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該（ａ）から（ｃ）までに定める書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面。

（ｂ）産競法第２条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合　当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面。

（ｃ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合　当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面。

b　規程施行規則第501条第７項第５号ｂに定める、第６項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第１号ａｊに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面。

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合　甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日。

b　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合　甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）。

c　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合　当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）Fukuoka PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日。

（ａ）　Fukuoka PRO Marketの上場株券等。

（ｂ）　特例第132条の規定の適用を受け、速やかにFukuoka PRO Marketに上場される見込みのある株券等。

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの２　非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合。

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲がFukuoka PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　Fukuoka PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　Fukuoka PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がFukuoka PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲がFukuoka PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

＜催告解除及び通知義務＞

甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、１カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を証券会員制法人福岡証券取引所に通知する。

＜F-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

１.いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

２.前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

３.契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制法人福岡証券取引所に通知しなければならない。

5【重要な契約等】

フランチャイズ契約

当社の連結子会社である株式会社田村ビルズは、株式会社And Doホールディングスと以下の内容のフランチャイズ契約を締結しております。

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
㈱田村ビルズ	㈱ハウスドゥ住宅販売（注）	日本	フランチャイズの付与	・立地選定 ・店舗の設置・運営等 ・運営指導及び研修 ・広告宣伝活動	契約締結日から３年間（自動更新）

（注）株式会社And Doホールディングスの連結子会社であります。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内にて合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なることがあります。

連結財務諸表の作成に用いた会計上の見積りのうち重要なものは「第６【経理の状況】【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】（重要な会計上の見積り）」に記載の通りであります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は8,858,215千円で、前連結会計年度末に比べ2,468,120千円増加しております。主な増加要因は販売用不動産の増加2,291,782千円、未成工事支出金の増加98,058千円、現金及び預金の増加66,355千円等であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は1,531,489千円で、前連結会計年度末に比べ91,634千円増加しております。主な増加要因は繰延税金資産の増加72,264千円、建物及び構築物（純額）の増加19,250千円等、主な減少要因はのれんの減少30,680千円等であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は4,293,375千円で、前連結会計年度末に比べ1,411,188千円増加しております。主な増加要因は短期借入金の増加1,106,000千円、１年内返済予定の長期借入金の増加134,926千円、買掛金の増加118,731千円、契約負債の増加105,209千円等であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は4,048,481千円で、前連結会計年度末に比べ994,748千円増加しております。主な増加要因は長期借入金の増加684,166千円、社債の増加312,600千円等であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は2,047,847千円で、前連結会計年度末に比べて153,818千円増加しております。親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加157,596千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「１【業績等の概要】(1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「１【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当連結会計年度における当社グループ全体の設備投資額（有形固定資産及び無形固定資産）は135,926千円であり、セグメントごとの内訳は以下の通りであります。

(1) 建築・不動産事業

当連結会計年度の設備投資額は9,905千円であります。その主な内訳は建設仮勘定5,987千円、建物及び構築物3,166千円（店舗看板工事等）等であります。

(2) 環境リサイクル事業

当連結会計年度の設備投資額は47,398千円であります。その主な内訳は建設仮勘定35,566千円、機械装置及び運搬具11,200千円（中型トラック）等であります。

(3) 全社・調整

当連結会計年度の設備投資額は78,622千円であります。その主な内訳は建設仮勘定58,318千円、土地9,161千円（店舗駐車場用地）、建物及び構築物6,134千円（店舗駐車場舗装工事等）等であります。

２【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下の通りであります。

(1) 発行者

2026年５月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (山口県山口市)	－	本社 事務所	266,121	15,261	222,131 (117,358)	20,797	524,311	17 (13)

(注１) 上記の金額は連結上の未実現利益消去後の金額を記載しております。
(注２) 現在休止中の主要な設備はありません。
(注３) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は年間の平均雇用人数を（　）外数で記載しております。
(注４) 発行者は福岡本社の事務所等を賃借しており、当連結会計年度における年間賃借料は15,421千円であります。

(2) 国内子会社

2026年５月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
㈱田村ビルズ (山口県山口市)	建築・不動産	店舗統括事業施設等	111,336	0	199,654 (13,245)	22,129	333,120	132 (25)
㈱ふたば不動産 (山口県萩市)	建築・不動産	店舗統括事業施設等	29,563	－	22,188 (3,783)	113	51,865	18 (３)
タムラエンバイロ㈱ (山口県山口市)	環境リサイクル	産業廃棄物処理施設等	16,352	91,233	－	31,933	139,519	44 (６)
㈲キャロットたむら (山口県長門市)	環境リサイクル	産業廃棄物処理施設等	79,206	3,622	6,913 (17,407)	13,871	103,613	８ (１)

(注１) 上記の金額は連結上の未実現利益消去後の金額を記載しております。
(注２) 現在休止中の主要な設備はありません。
(注３) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は年間の平均雇用人数を（　）外数で記載しております。
(注４) ㈱田村ビルズは建築・不動産事業用店舗等を賃借しており、当連結会計年度における年間賃借料は42,256千円であります。
(注５) ㈱ふたば不動産は、2026年６月より社名を㈱LFBレジデンシャルに変更するとともに、本社を福岡市中央区へ移転しております。

(3) 在外子会社
該当する会社はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額（千円）		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
タムラエンバイロ㈱	山口県山口市	環境リサイクル	移動式木屑破砕施設等	327,000	98,111	借入金及び自己資金	2024年6月	2026年12月	160t/日 158%増加

(2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	連結会計年度末現在発行数（株）（2026年５月31日）	公表日現在発行数（株）（2026年８月31日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market） 福岡証券取引所（Fukuoka PRO Market）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	－	－

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第１回新株予約権（2023年４月26日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在（2026年５月31日）	公表日の前月末現在（2026年７月31日）
新株予約権の数	320個（注１）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	32,000株（注１、注２）	同左
新株予約権の行使時の払込金額	855.0円（注３）	同左
新株予約権の行使期間	自　2025年５月27日 至　2033年４月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　855.0円 資本組入額　427.5円	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年により退職した場合、あるいは当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者は、当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合（ただし、特定投資家等向け市場への上場を除く）にのみ、新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内であり、かつ、以下の各号に定める行使期間により、割当てられた新株予約権に対して以下の各号に定める割合（以下「行使可能割合」という。）を乗じた個数（１個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を限度として、新株予約権を行使することができる。 ア）当社普通株式の金融商品取引所への上場（ただし、特定投資家等向け市場への上場を除く）日（以下「上場日」という。）から１年を経過する日までの間　行使可能割合 25% イ）上場日の１年を経過する日の翌日から上場日の２年を経過する日までの間　行使可能割合 50% ウ）上場日の２年を経過する日の翌日から上場日の３年を	同左

	経過する日までの間　行使可能割合 75% エ）上場日の３年を経過する日の翌日から2033年４月26日までの間　行使可能割合 100% ④新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を相続することができる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 ①合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社 ②吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社 ③新設分割 新設分割により設立する株式会社 ④株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 ⑤株式移転 株式移転により設立する株式会社 ⑥株式交付 株式交付をする株式会社	同左

（注１）新株予約権１個につき目的となる株式数は100株です。

（注２）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数については、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

（注３）当社が時価を下回る価額で、募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切上げます。

第２回新株予約権（2024年５月21日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2026年５月31日）	公表日の前月末現在 （2026年７月31日）
新株予約権の数	430個（注１）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	43,000株（注１、注２）	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1,025.00円（注３）	同左
新株予約権の行使期間	自　2026年５月31日 至　2034年５月21日	同左

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　1,025.0円 資本組入額　512.5円	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年により退職した場合、あるいは当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者は、当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合（ただし、特定投資家等向け市場への上場を除く）にのみ、新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内であり、かつ、以下の各号に定める行使期間により、割当てられた新株予約権に対して以下の各号に定める割合（以下「行使可能割合」という。）を乗じた個数（１個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を限度として、新株予約権を行使することができる。 ア）当社普通株式の金融商品取引所への上場（ただし、特定投資家等向け市場への上場を除く）日（以下「上場日」という。）から1年を経過する日までの間　行使可能割合 25% イ）上場日の１年を経過する日の翌日から上場日の２年を経過する日までの間　行使可能割合 50% ウ）上場日の２年を経過する日の翌日から上場日の３年を経過する日までの間　行使可能割合 75% エ）上場日の３年を経過する日の翌日から2033年４月26日までの間　行使可能割合 100% ④新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を相続することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 ①合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社 ②吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社 ③新設分割 新設分割により設立する株式会社 ④株式交換存続 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 ⑤株式移転 株式移転により設立する株式会社 ⑥株式交付 株式交付をする株式会社	同左

（注１）新株予約権１個につき目的となる株式数は100株です。

（注２）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数については、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

（注３）当社が時価を下回る価額で、募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。
また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切上げます。

(3) 【ＭＳＣＢ等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2023年４月19日（注）	999,000	1,000,000	－	1,000	－	－

（注）株式分割（１：1,000）によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年５月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	－	2	4	－
所有株式数（単元）	－	－	－	3,502	－	－	6,498	10,000	－
所有株式数の割合（%）	－	－	－	35.0	－	－	65.0	100	－

(7) 【大株主の状況】

2026年５月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
田村　伊幸	山口県山口市	350,000	35.0
㈱TMR	山口県山口市米屋町2-13-1605	350,000	35.0
田村　英子	山口県山口市	299,800	30.0
㈱And Do ホールディングス	京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町670	200	0.0
計	－	1,000,000	100.0

（注）株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第２位を四捨五入して表示しております。

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年５月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	1,000,000	―	―
総株主の議決権	―	10,000	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、「（２）【新株予約権等の状況】」に記載しております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社は、株主利益が最大となるよう、配当と事業拡大に向けた資金需要に対応するための内部留保への最適な配分を行うことを経営方針としております。当社グループは、中長期的な企業価値向上を重要な経営課題として認識しており、中長期的な事業拡大及び経営基盤強化に積極的に投資してまいりたいと考えております。

現在、当社は、事業が成長過程にあると認識しており、事業の継続的な拡大発展を実現させるために当事業年度は配当を実施しておりません。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

４【株価の推移】

(1) 【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期
決算年月	2024年５月	2025年５月	2026年５月
最高（円）	―	―	1,988
最低（円）	―	―	1,988

（注１）最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market、福岡証券取引所 Fukuoka PRO Marketにおける取引価格であります。

（注２）当社株式は2026年３月25日に東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所 Fukuoka PRO Marketに上場したため、第11期及び第12期の株価はありません。

(2) 【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年12月	2026年１月	２月	３月	４月	５月
最高（円）	―	―	―	1,988	―	―
最低（円）	―	―	―	1,988	―	―

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market、福岡証券取引所 Fukuoka PRO Marketにおける取引価格であります。

５【役員の状況】

男性７名　女性－名　（役員のうち女性の比率－％）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数（株）
代表取締役	田村　伊幸	1969年４月19日生	1992年４月 1995年４月 1999年３月 2006年２月 2007年１月 2014年１月 2017年１月 2021年６月 2022年６月	㈱船井総合研究所入社 田村建材㈱（現 ㈱田村ビルズ）入社 同社取締役就任 同社代表取締役就任 タムラエンバイロ㈱取締役就任 当社代表取締役就任（現任） ㈲キャロットたむら代表取締役就任 ㈱LFBアパートメント取締役就任 同社代表取締役就任	（注１）	（注４）	700,000 （注７）
取締役 専務執行役員	河村　英治	1978年３月４日生	2000年４月 2004年７月 2005年４月 2007年１月 2010年１月 2017年７月 2018年６月 2018年６月 2020年２月 2021年６月 2022年12月 2025年４月	㈱大成社入社 ㈱ライズ＆ウェイ転籍 田村建材㈱（現 ㈱田村ビルズ）入社 タムラエンバイロ㈱転籍 田村建材㈱（現 ㈱田村ビルズ）転籍 ㈱田村ビルズ取締役就任 タムラエンバイロ㈱代表取締役就任 当社取締役就任（現任） ㈲双葉不動産（現 ㈱LFBレジデンシャル）代表取締役就任 ㈱山口住宅代表取締役就任 ㈱エコハウス代表取締役就任 当社取締役専務執行役員就任（現任） ㈱田村ビルズ代表取締役就任（現任）	（注１）	（注４）	－
取締役 執行役員	與國　忍	1978年10月10日生	1999年４月 2008年５月 2013年６月 2014年１月 2021年６月 2025年４月	㈱松西入社 タムラエンバイロ㈱入社 田村建材㈱（現 ㈱田村ビルズ）転籍 当社転籍 当社取締役就任 当社取締役執行役員就任（現任）	（注１）	（注４）	－
取締役	辻　泰崇	1987年９月11日生	2011年１月 2014年８月 2015年６月 2016年４月 2018年10月 2022年12月 2024年７月 2026年５月 2026年８月	永昌監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 公認不正検査士登録 有限責任監査法人トーマツ入所 辻公認会計士・税理士事務所設立、代表就任（現任） TAFコンサルティング㈱設立、代表取締役就任（現任） ハンワホームズ㈱社外取締役就任 ハンワホームズ㈱取締役（監査等委員）就任（現任） 当社取締役就任（現任）	（注１）	－	－
常勤監査役	吉松　克則	1961年４月13日生	1984年４月 2007年４月 2010年１月 2012年４月 2015年６月 2026年８月	㈱山口銀行入行 同行今浦支店長 同行唐戸支店長 同行光支店長 ワイエム証券㈱取締役監査等委員就任 当社監査役就任（現任）	（注２）	－	－
監査役	島田　直行	1978年６月25日生	2007年９月 2007年９月 2010年６月 2023年６月	弁護士登録（山口県弁護士会） 山元浩法律事務所入所 島田法律事務所開設（現任） 当社監査役就任（現任）	（注３）	（注４）	－
監査役	吉谷　一成	1979年４月11日生	2002年10月 2006年５月 2006年９月 2012年１月 2013年９月 2023年12月	監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トーマツ）入所 公認会計士登録 ㈱AGSコンサルティング入社 吉谷一成公認会計士事務所開設 山口県事業承継アドバイザリー㈱設立、代表取締役就任（現任） 当社監査役就任（現任）	（注３）	（注４）	－
計							700,000

（注１）取締役の任期は、2026年８月31日開催の定時株主総会の終結の時から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

（注２）監査役吉松克則氏の任期は、2026年８月31日開催の定時株主総会の終結の時から４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

（注３）監査役島田直行氏及び吉谷一成氏の任期は、2025年11月17日開催の臨時株主総会の終結の時から2029年５月期に

係る定時株主総会の終結の時までであります。
（注４）2026年５月期における役員報酬の総額については、「６【コーポレート・ガバナンスの状況等】（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】⑦役員報酬の内容」に記載の通りであります。
（注５）取締役辻泰崇氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります
（注６）監査役吉松克則氏、島田直行氏及び吉谷一成氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
（注７）所有株式数には資産管理会社における保有分を含めて記載しております。

６【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスの取り組みに関する基本方針

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、次の考え方を基本としてコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

当社グループは、「TAMURAフィロソフィ」として掲げる「人として正しいことを行う」という共通の価値観に基づき、社内一体化を図りながら事業活動を推進しております。このフィロソフィをすべての経営判断の根幹に据えております。

お客さま、株主を含むすべてのステークホルダーの皆さまとの対話を重視し、適切な協働を目指します。そのため、経営の透明性確保と積極的な情報開示に努めます。これにより、株主の皆さまの権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮いたします。

また、経済・社会環境の変化に迅速に対応し、ステークホルダーの期待に応えるため、実効性の高い監督のもと、迅速かつ果断な意思決定と業務執行を徹底いたします。この体制を通じて、グループの企業価値向上を目指します。

【コーポレートガバナンス】

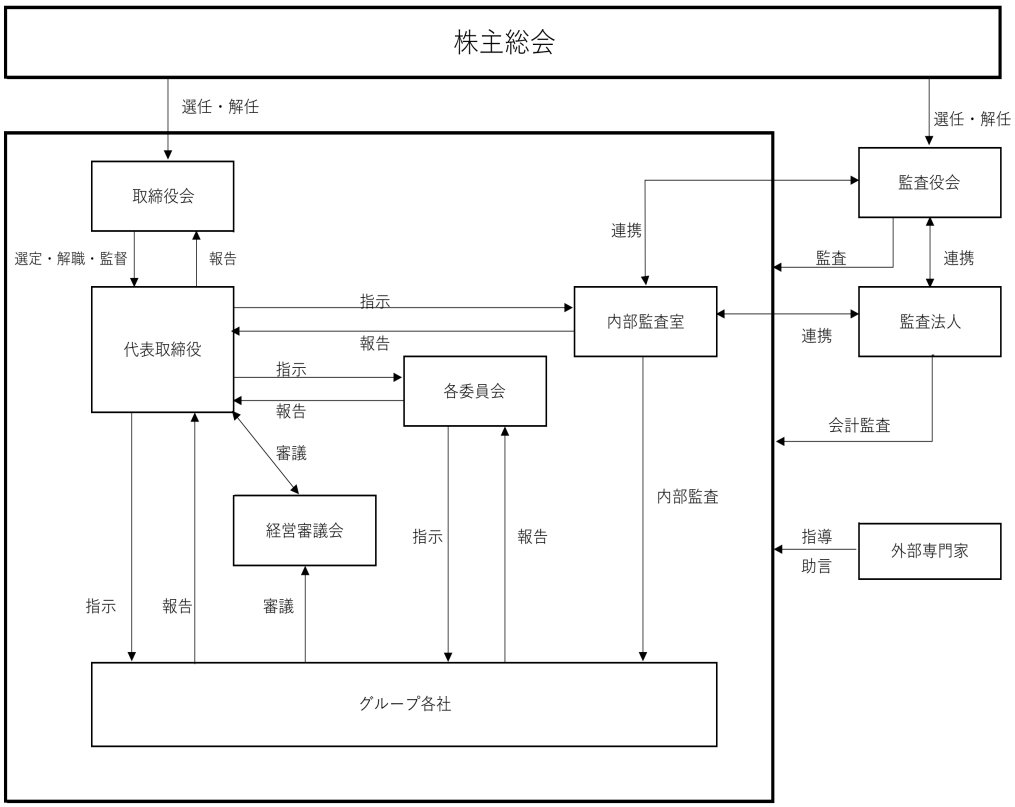

②会社の機関の内容

a　取締役会

取締役４名で構成し、経営方針、経営計画、内部監査方針、リスク管理方針を決定するとともに、必要に応じ、関連する部門のオブザーバー参加者からの報告や説明を求めております。監査役は、業務執行にあたる取締役の監督をしております。毎月１回の定時取締役会に加え、開催の必要が発生した場合は、その都度臨時取締役会を開催しております。

b　監査役

監査役は、取締役会から独立した機関として、毎期の監査方針・監査計画などに従い、取締役、内部監査室とその他の使用人などと意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めております。また、取締役会その他重要な会議に出席し、適宜説明を求め、発言を行っております。

c　監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、監査役３名で構成されております。

監査役会の議長は、監査役の互選により選定された常勤監査役が務めております。原則として月１回、監査役会を開催しております。各監査役は、監査役会規程に基づき、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従って取締役会を始めとする重要な会議に出席し、取締役の職務執行を含む日常の経営活動の監査を行うとともに、必要に応じて意見を述べ、経営に対する監視機能の強化を図っております。また、監査役は、内部監査室や監査法人と連携して、監査の実効性を高めております。

d　経営審議会

グループの戦略と方針に基づき、親会社及び子会社の重要な決済事項について審議をする会議体であります。子会社の重要な業務執行について、事前に親会社を含めた多角的な視点で審議を行う会議体として経営審議会を設置いたします。この審議会は、職務権限規程に定める重要事項を対象とし、意思決定の適正性と透明性を確保いたします。なお、参加者は、代表取締役、取締役、監査役、子会社の代表取締役及び参加の命じられた者となります。

e　リスク管理委員会

当社及びその子会社に予期せぬ損害や損失を発生させる可能性のあるリスクに対し、適切な管理を実現することを目的とする委員会であります。当社グループが直面する潜在的なリスクを特定・評価し、対策を策定・実施することで、事業の安全性と持続可能性を確保しております。

当委員会は、四半期に一度定期的に会議を開催し、当社の代表取締役、取締役、監査役、及び子会社の代表取締役が参加いたします。なお、当社のリスク管理責任者は管理担当取締役が担い、子会社のリスク管理責任者は各子会社の代表取締役が担います。

f　コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、法令遵守や倫理基準の維持・向上を目的としております。不正行為やリスクを未然に防ぐための対策を検討し、企業活動が公正かつ透明性を持って行われるよう指導・監督しております。原則として四半期に１回開催しております。

g　会計監査

当社は監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第３項の規定に基づき監査を受けております。

2026年５月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、相羽美香子氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士７名、その他１名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

h　内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室を主管部署として、取締役会承認を受けた内部監査規程とその実施要領に基づき、当社及びその子会社を会社単位で監査しております。また、内部監査室長は、監査役会・監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査役は、内部監査室長より監査の実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

③内部統制システムの整備の状況

a　当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループがその企業活動を行うにあたっての基本的なポリシーとして制定した「TAMURAフィロソフィ」に基づき、法令及び社会倫理に則った考え方・活動、行動の徹底を図っております。

b　当社は、当社グループの企業活動全般における法令遵守、倫理性の向上・維持を目的として、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会、コンプライアンス委員会をリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づいて設置し、当社グループ全体におけるリスクコントロール及びコンプライアンス意識の浸透と向上を図っております。

c　当社は、内部通報規程を定め、当社グループの役員・従業員からの相談・連絡・通報を受ける窓口（以下「内部通報窓口」という。）を当社内に設置し、当社及びその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処しております。当社及びその子会社は、内部通報窓口を通じて相談などを行った者に対し、当該相談などを行ったことを理由として不利な取扱いを行わない体制を整えております。

d　当社は、当社グループにおいて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法的勢力や団体との関係を排除し、これらの勢力や団体を利する行為をいたしません。

e　当社及びその子会社は、稟議規程、文書管理規程、インサイダー取引防止に関する規程、個人情報等の管理規程に関する規程など必要な内部ルールを定め、これらのルールに従った業務遂行を求めるとともに、事業活動に関わる法規制の遵守を徹底すべく定期的な教育を通じてコンプライアンスの徹底を図っております。

f　当社は、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、適切に業務を分担することで、特定の組織又は特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、効率的な事業運営と内部牽制機能の発揮を図っております。

g　当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性確保のための内部統制システム、及びその運用の有効性を評価する体制の整備を推進してまいります。

④リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、内部監査室を主管部署として情報の一元化を行っております。また当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑤社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役１名、社外監査役３名を選任しております。社外取締役は、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督機能を担っております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役の辻泰崇氏は、公認会計士・税理士としての豊富な実務経験と財務及び会計に関する専門的な知見を有していること、また、会社経営者としての幅広い見識を有しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の吉松克則氏は、地方銀行において支店長を歴任し、また、証券会社において監査等委員を務めるなど、豊富な実務経験を通して財務・会計等の知見や幅広い見識と豊富な経験・知識を有しております。社外監査役の島田直行氏は、弁護士としての豊富な実務経験と広範かつ高度な専門知識を有しております。社外監査役の吉谷一成氏は、公認会計士としての豊富な実務経験と財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、また、会社経営者としての幅広い見識を有しております。社外監査役の３氏と当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、多様な視点、経験、高度なスキルを有する人材を選任しております。

⑥支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引等については、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引で合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、取引の際に取締役会の決議を必要とする方針であります。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	55,874 （－）	55,874 （－）	－	－	－	3 （－）
監査役 （うち社外監査役）	3,600 (3,600)	3,600 (3,600)	－	－	－	2 （2）

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は６名以内、監査役は３名以上５名以内とする旨を定款に定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議において議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第５項の定めに基づき、取締役会の決議により、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟を含む法律上の争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は取締役、監査役の全員であります。全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

⑮社外取締役及び社外監査役との責任限定契約内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）
発行者	20,000	－
連結子会社	－	－
計	20,000	－

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬の決定方針としましては、特別な方針等は定めておりませんが、監査法人が策定した監査計画に基づいて監査日数等を勘案し、所定の手続きを経て決定しております。

第６【経理の状況】

１．連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の施行規則」第115条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第３項の規定に基づき、当連結会計年度（2025年６月１日から2026年５月31日まで）の連結財務諸表について、監査法人コスモスによる監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2025年５月31日)		当連結会計年度 (2026年５月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		1,140,566	※2	1,206,922
受取手形		7,722		－
売掛金		204,511		180,583
販売用不動産	※2	3,968,272	※2	6,260,054
仕掛販売用不動産		797,364	※2	835,751
未成工事支出金		176,669		274,727
その他		95,156		101,947
貸倒引当金		△168		△1,772
流動資産合計		6,390,094		8,858,215
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物（純額）	※2	483,329	※2	502,579
機械装置及び運搬具（純額）		131,446		110,116
土地	※2	441,726	※2	450,888
その他（純額）		48,318		88,845
有形固定資産合計	※1	1,104,821	※1	1,152,430
無形固定資産				
のれん		92,040		61,360
その他		13,364		9,493
無形固定資産合計		105,405		70,854
投資その他の資産				
投資有価証券		30,470		27,564
繰延税金資産		138,145		210,409
その他		61,988		71,110
貸倒引当金		△977		△880
投資その他の資産合計		229,627		308,204
固定資産合計		1,439,854		1,531,489
資産合計		7,829,948		10,389,704

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2025年５月31日）		当連結会計年度 （2026年５月31日）	
負債の部				
流動負債				
買掛金		306,907		425,639
短期借入金	※2	1,412,000	※2	2,518,000
１年内償還予定の社債		37,400		37,400
１年内返済予定の長期借入金	※2	329,698	※2	464,624
未払金		239,900		235,047
未払法人税等		133,777		143,834
契約負債		82,696		187,905
預り金		159,357		131,973
賞与引当金		96,315		97,426
その他		84,133		51,523
流動負債合計		2,882,186		4,293,375
固定負債				
社債		452,600		765,200
長期借入金	※2	2,544,575	※2	3,228,741
繰延税金負債		1,854		486
その他		54,703		54,053
固定負債合計		3,053,733		4,048,481
負債合計		5,935,920		8,341,856
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,000		1,000
利益剰余金		1,889,761		2,047,357
株主資本合計		1,890,761		2,048,357
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		3,267		△510
その他の包括利益累計額合計		3,267		△510
純資産合計		1,894,028		2,047,847
負債純資産合計		7,829,948		10,389,704

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）		当連結会計年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）	
売上高	※1	7,676,225	※1	9,225,975
売上原価		5,048,847		6,297,540
売上総利益		2,627,378		2,928,435
販売費及び一般管理費	※2	2,120,734	※2	2,509,347
営業利益		506,644		419,087
営業外収益				
受取利息及び配当金		2,084		5,197
受取賃貸料		2,574		2,470
受取保険金		1,408		6,261
受取解決金		－		4,000
不動産取得税還付金		4,123		4,084
助成金収入		14,066		3,613
その他		1,820		2,001
営業外収益合計		26,079		27,629
営業外費用				
支払利息		48,711		95,672
支払手数料		20,713		24,196
その他		2,194		1,822
営業外費用合計		71,619		121,690
経常利益		461,103		325,026
特別利益				
固定資産売却益	※3	1,034	※3	45
特別利益合計		1,034		45
特別損失				
固定資産除却損	※4	21,510	※4	2,636
退職給付制度改定損	※5	18,402		－
減損損失	※6	7,537		－
特別損失合計		47,450		2,636
税金等調整前当期純利益		414,687		322,435
法人税、住民税及び事業税		187,451		237,368
法人税等調整額		2,665		△72,528
法人税等合計		190,117		164,839
当期純利益		224,570		157,596
親会社株主に帰属する当期純利益		224,570		157,596

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当連結会計年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
当期純利益	224,570	157,596
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,588	△3,777
その他の包括利益合計	※ 1,588	※ △3,777
包括利益	226,159	153,818
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	226,159	153,818

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,000	1,665,191	1,666,191	1,678	1,678	1,667,869
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益		224,570	224,570			224,570
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				1,588	1,588	1,588
当期変動額合計	－	224,570	224,570	1,588	1,588	226,159
当期末残高	1,000	1,889,761	1,890,761	3,267	3,267	1,894,028

当連結会計年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,000	1,889,761	1,890,761	3,267	3,267	1,894,028
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益		157,596	157,596			157,596
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△3,777	△3,777	△3,777
当期変動額合計	－	157,596	157,596	△3,777	△3,777	153,818
当期末残高	1,000	2,047,357	2,048,357	△510	△510	2,047,847

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当連結会計年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	414,687	322,435
減価償却費	88,850	96,829
のれん償却額	32,235	30,680
貸倒引当金の増減額（△は減少）	9	1,506
賞与引当金の増減額（△は減少）	12,165	1,111
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△36,959	－
受取利息及び受取配当金	△2,084	△5,197
支払利息	48,711	95,672
支払手数料	20,713	24,196
固定資産処分損益（△は益）	20,476	2,590
減損損失	7,537	－
退職給付制度改定損	18,402	－
売上債権の増減額（△は増加）	2,469	31,649
棚卸資産の増減額（△は増加）	△384,786	△2,428,623
仕入債務の増減額（△は減少）	△61,135	118,731
未払金の増減額（△は減少）	160,800	△4,853
契約負債の増減額（△は減少）	4,429	105,209
預り金の増減額（△は減少）	79,447	△27,383
その他	△36,525	△82,859
小計	389,447	△1,718,305
利息及び配当金の受取額	1,403	4,117
利息の支払額	△47,443	△107,726
法人税等の支払額	△190,958	△227,388
法人税等の還付額	24,820	23,337
その他	14,066	3,613
営業活動によるキャッシュ・フロー	191,337	△2,022,351
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△171,749	△135,294
定期預金の預入による支出	△80,000	△219,500
定期預金の払戻による収入	10,000	219,595
その他	6,888	2,376
投資活動によるキャッシュ・フロー	△234,861	△132,823
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△842,200	1,106,000
長期借入れによる収入	1,163,000	1,410,000
長期借入金の返済による支出	△705,734	△590,907
社債の発行による収入	409,950	342,475
社債の償還による支出	△320,000	△37,400
その他	△7,155	△8,648
財務活動によるキャッシュ・フロー	△302,140	2,221,519
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△345,664	66,344
現金及び現金同等物の期首残高	1,382,369	1,036,705
現金及び現金同等物の期末残高	※　1,036,705	※　1,103,050

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数：４社

連結子会社名：㈱田村ビルズ、タムラエンバイロ㈱、㈲キャロットたむら、㈱ふたば不動産

なお、㈱ふたば不動産は2026年６月より「㈱LFBレジデンシャル」へ社名変更しております。

２．持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日（５月31日）と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等：主として移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物　　８～47年

機械装置及び運搬具　２～８年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付制度として確定拠出制度を設けております。確定拠出制度の拠出における会計処理方法として、連結会計年度における確定拠出企業年金の要拠出額を退職給付費用として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

①不動産売買

自社不動産売買は、不動産を購入して建物や土地の改修を行い顧客に販売するサービスであり、顧客との不動産売買契約等に基づき不動産物件の引渡を行う義務を負っております。当該履行義務は不動産物件の引渡がなされる一時点で充足されるものであり、当該物件の引渡時点において収益を計上しております。

不動産売買仲介は、不動産の売買の際に買主と売主の間に立ち、売買契約の仲介を行うサービスであり、顧客と一般媒介契約書を締結しております。当該履行義務は一般媒介契約により成立した不動産売買契約に関する物件の引渡がなされる一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

なお、上記の取引対価は、契約条件に従って短期間で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

②不動産賃貸

不動産賃貸は、入居予定者に対し賃貸物件の仲介斡旋を行う賃貸仲介、賃貸マンション等の管理を行う賃貸管理及び主に居住用住戸の賃貸を行っております。

賃貸仲介サービスは、顧客からの申込みに基づき、仲介サービスを行う履行義務を負っております。当該履行義務は、賃貸借契約を締結した一時点で充足されるため、賃貸借契約締結時点において仲介サービスに基づく報酬を収益として認識しております。

賃貸管理は、オーナー所有物件の賃貸管理、建物管理及び入居者の退去後の原状回復工事等を行っております。顧客との不動産管理委託契約に基づき、当該物件の管理を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、賃貸管理サービスが提供される一定の期間にわたり充足されるものであり、当該履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

不動産賃貸では主に居住用住戸の貸付業を行っており、不動産賃貸による収益は、「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借契約期間にわたって計上しております。

③建築

新築住宅、住宅リフォーム工事、仮設足場の架払い工事等の建築工事全般において、請負工事契約等を締結の上、施工等を行っており、完成した建築物を顧客に引渡を行う履行義務を負っております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④収集運搬

収集運搬は廃棄物の排出場所から廃棄物を回収し、処理施設まで運搬するサービスであり、顧客との契約に基づき当該廃棄物の運搬を行う義務を負っております。当該履行義務は契約に基づく運搬が完了した時点で充足されるものであり、当該廃棄物の運搬が完了した時点において収益を計上しております。なお、取引対価は、契約条件に従い、短期間で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤廃棄物処理

廃棄物処理は廃棄物の処理施設において脱水、燃却、中和等により、減量化、性状の安定化等を行うサービス及び廃棄物の最終処分としてリサイクルが困難な廃棄物などを埋め立てるサービスであり、顧客との契約に基づき当該廃棄物の処理を行う義務を負っております。当該履行義務は契約に基づく処理が完了した時点で充足されますが、廃棄物が処理施設に搬入後直ちに分別・処分されるため、処理施設に搬入した時点で履行義務が充足されると判断し、当該廃棄物を中間又は最終処理施設に搬入した時点で収益を計上しております。なお、取引対価は、契約条件に従い、短期間で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ケ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

１．（のれんの減損に係る見積り）

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	92,040千円	61,360千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①減損損失に係る算出方法

当社グループは、子会社株式の取得時に見込んだ超過収益力をその対象会社ののれんとして認識しており、当該対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

各資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られるのれんの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により使用価値を算定して、帳簿価額を当該使用価値まで減額し、減損損失を計上します。

②見積りの金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会によって承認された予算、子会社株式取得時の利益予測を基礎に作成された計画値に基づいて行われ、主として、売上高と営業利益を主要な仮定としております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

２．繰延税金資産の回収可能性に係る見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	138,145千円	210,409千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年２月16日）に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社グループは、繰延税金資産の計上について、将来計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を十分に検討しております。

ただし、特定の課税所得の見積額については不確実性が伴うため、その発生差額や発生時期等の見込みの変動になり、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年５月期の期首から適用いたします。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年１月９日 企業会計基準委員会）
・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年１月９日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会　監査・保証基準委員会　監査基準報告書560実務指針第１号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年５月期の期首から適用いたします。

（表示方法の変更）

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「法人税等還付税額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表を組み替えております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において表示していた「法人税、住民税及び事業税」187,636千円及び「法人税等還付税額」△184千円は、「法人税、住民税及び事業税」187,451千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「定期預金の払戻による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表を組み替えております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示していた16,888千円は、「定期預金の払戻による収入」10,000千円、「その他」6,888千円として組み替えております。

（連結貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

	前連結会計年度 （2025年５月31日）	当連結会計年度 （2026年５月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	821,715千円	874,267千円

※２　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 （2025年５月31日）	当連結会計年度 （2026年５月31日）
現金及び預金	－千円	80,000千円
販売用不動産	1,345,607千円	2,924,850千円
仕掛販売用不動産	－千円	143,364千円
建物及び構築物（純額）	56,651千円	70,365千円
土地	238,170千円	221,807千円
合計	1,640,429千円	3,440,387千円

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 （2025年５月31日）	当連結会計年度 （2026年５月31日）
短期借入金	136,000千円	1,045,200千円
１年内返済予定の長期借入金	134,568千円	202,678千円
長期借入金	1,322,727千円	1,941,893千円
合計	1,593,295千円	3,189,772千円

（連結損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当連結会計年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
給料及び賞与	807,819千円	852,376千円
役員報酬	81,594千円	87,752千円
賞与引当金繰入額	82,838千円	84,055千円
貸倒引当金繰入額	9千円	1,928千円
退職給付費用	11,696千円	19,912千円
広告宣伝費	205,475千円	274,067千円
減価償却費	88,850千円	96,829千円
のれん償却額	32,235千円	30,680千円

※３　固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当連結会計年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
機械装置及び運搬具	1,034千円	45千円
計	1,034千円	45千円

※４　固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当連結会計年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
建物及び構築物	20,161千円	2,427千円
機械装置及び運搬具	686千円	208千円
有形固定資産その他	－千円	0千円
無形固定資産その他	663千円	－千円
計	21,510千円	2,636千円

※５　退職給付制度改定損

前連結会計年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

当社グループは、2024年10月１日付で退職一時金制度を確定拠出年金制度に移行しております。この制度変更については「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号）を適用し、当連結会計年度において退職給付制度改定損18,402千円を特別損失に計上しております。

当連結会計年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

該当事項はありません。

※６　減損損失

前連結会計年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

場所	主な用途	種類	減損損失
北九州市小倉北区	営業店舗	建物及び構築物	5,434千円
山口県下関市	営業店舗	建物及び構築物	2,102千円

当社グループは、上記の資産グループについて減損損失を計上しております。減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性が著しく低下している賃貸不動産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失7,537千円として特別損失に計上しました。なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定し、使用価値をゼロとして評価した結果、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当連結会計年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

該当事項はありません。

（連結包括利益計算書関係）

※　その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当連結会計年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	2,416千円	△4,880千円
組替調整額	－千円	－千円
法人税等及び税効果調整前	2,416千円	△4,880千円
法人税等及び税効果額	△828千円	1,103千円
その他有価証券評価差額金	1,588千円	△3,777千円
その他の包括利益合計	1,588千円	△3,777千円

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自2024年６月１日　至　2025年５月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,000,000	－	－	1,000,000
合計	1,000,000	－	－	1,000,000
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,000,000	－	－	1,000,000
合計	1,000,000	－	－	1,000,000
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前連結会計年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当連結会計年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
現金及び預金勘定	1,140,566千円	1,206,922千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△103,861千円	△103,872千円
現金及び現金同等物	1,036,705千円	1,103,050千円

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

ア．有形固定資産

主として、「機械装置及び運搬具」であります。

イ．無形固定資産

主として、「ソフトウエア」であります。

②リース資産の減価償却の方法

【注記事項】「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項　４．会計方針に関する事項　(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法　③リース資産」に記載の通りであります。

２．オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性が高い金融資産に限定して行い、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び社債発行により行っております。デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形、売掛金等は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としており、主に賃貸用不動産、販売用不動産の購入資金であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形、売掛金等については、経常的に発生しており、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、市況を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金等については月次単位での支払予定を把握するとともに、当社経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するなど、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度（2025年５月31日）

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	27,780	27,780	－
資産計	27,780	27,780	－
(2) 社債（１年内償還予定を含む）	490,000	483,177	△6,822
(3) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	2,874,273	2,835,827	△38,446
負債計	3,364,273	3,319,004	△45,269

当連結会計年度（2026年５月31日）

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	24,873	24,873	－
資産計	24,873	24,873	－
(2) 社債（１年内償還予定を含む）	802,600	753,580	△49,019
(3) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	3,693,366	3,620,491	△72,874
負債計	4,495,966	4,374,072	△121,894

（注１）「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	前連結会計年度（千円）	当連結会計年度（千円）
非上場株式	2,690	2,690
出資金	810	810

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2025年５月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,140,566	－	－	－
受取手形	7,722	－	－	－
売掛金	204,511	－	－	－
合計	1,352,800	－	－	－

当連結会計年度（2026年５月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,206,922	－	－	－
売掛金	180,583	－	－	－
合計	1,387,506	－	－	－

（注４）短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2025年５月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	1,412,000	－	－	－	－	－
社債（１年内償還予定を含む）	37,400	37,400	37,400	27,400	17,400	333,000
長期借入金（１年内返済予定を含む）	329,698	331,590	363,388	265,474	213,191	1,370,929
合計	1,779,098	368,990	400,788	292,874	230,591	1,703,929

当連結会計年度（2026年５月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	2,518,000	－	－	－	－	－
社債（１年内償還予定を含む）	37,400	37,400	27,400	17,400	17,400	665,600
長期借入金（１年内返済予定を含む）	464,624	468,567	763,860	295,957	261,326	1,439,028
合計	3,020,024	505,967	791,260	313,357	278,726	2,104,628

３．金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年５月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	27,780	－	－	27,780
資産計	27,780	－	－	27,780

当連結会計年度（2026年５月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	24,873	－	－	24,873
資産計	24,873	－	－	24,873

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年５月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債（１年内償還予定を含む）	－	483,177	－	483,177
長期借入金（１年内返済予定を含む）	－	2,835,827	－	2,835,827
負債計	－	3,319,004	－	3,319,004

当連結会計年度（2026年５月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債（１年内償還予定を含む）	－	753,580	－	753,580
長期借入金（１年内返済予定を含む）	－	3,620,491	－	3,620,491
負債計	－	4,374,072	－	4,374,072

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債（１年内償還予定を含む）、長期借入金（１年内返済予定を含む）

時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２に分類しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

前連結会計年度（2025年５月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	27,780	22,810	4,969
合計		27,780	22,810	4,969

（注）市場価格のない株式等（非上場株式（連結貸借対照表計上額2,690千円）及び出資金（同810千円））については、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2026年５月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,516	810	1,706
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	22,357	23,976	△1,619
合計		24,873	24,787	87

（注）市場価格のない株式等（非上場株式（連結貸借対照表計上額2,690千円）及び出資金（同810千円））については、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出年金制度を採用しております。

当社グループは退職金制度として、確定給付企業年金制度（積立型）及び退職一時金制度（非積立型）を設けておりましたが、2024年10月１日より確定給付企業年金制度から確定拠出年金制度へ移行し、移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号　2001年１月31日）を適用しております。

なお、2024年９月30日まで、当社グループが有する退職一時金制度は簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当連結会計年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
退職給付に係る負債の期首残高	36,959千円	－千円
退職給付費用	899千円	－千円
退職給付の支払額	△6,119千円	－千円
制度変更に伴う減少額	△31,739千円	－千円
退職給付に係る負債の期末残高	－千円	－千円

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付費用

	前連結会計年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当連結会計年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	899千円	－千円

３．確定拠出制度

確定拠出制度に係る退職給付費用は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を負債として認識しております。

確定拠出制度に係る退職給付費用は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当連結会計年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
確定拠出制度に係る退職給付費用	10,797千円	19,912千円

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　２名 当社子会社取締役　４名 当社従業員　15名	当社取締役　２名 当社子会社取締役　４名 当社従業員　24名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　36,000株	普通株式　46,000株
付与日	2023年５月26日	2024年５月30日
権利確定条件	「第５【発行者の状況】１【株式等の状況】（２）【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左
権利行使期間	自　2025年５月27日 至　2033年４月26日	自　2026年５月31日 至　2034年５月21日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	34,000	45,000
付与	－	－
失効	2,000	2,000
権利確定	－	－
未確定残	32,000	43,000
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

②単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利行使価格（円）	855.0	1,025.0
行使時平均株価（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は付与時点で未公開株式であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価方法は、第１回新株予約権発行価格については、類似業種比準価額と純資産価額を、第２回新株予約権発行価格については、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）に基づく株式価値、類似業種比準法に基づく株式価値を、総合的に勘案して決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	－千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	－千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （2025年５月31日）	当連結会計年度 （2026年５月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	12,567千円	12,807千円
賞与引当金	32,997千円	34,206千円
未払費用	15,599千円	24,036千円
税務上の繰越欠損金（注２）	116,933千円	177,030千円
棚卸資産評価損	58,470千円	103,994千円
減価償却超過額	8,984千円	23,751千円
その他	16,412千円	21,606千円
繰延税金資産小計	261,966千円	397,434千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注２）	△116,933千円	△177,030千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,856千円	△2,719千円
評価性引当額小計（注１）	△121,790千円	△179,750千円
繰延税金資産合計	140,176千円	217,683千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,702千円	△599千円
その他	△2,182千円	△7,161千円
繰延税金負債合計	△3,885千円	△7,760千円
繰延税金資産（負債）の純額	136,290千円	209,923千円

（注１）評価性引当額が57,960千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加60,096千円であります。

（注２）税務上の繰越欠損金（法定実効税率を乗じた金額）及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りであります。

前連結会計年度（2025年５月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）	合計 （千円）
税務上の繰越欠損金	－	－	－	－	－	116,933	116,933
評価性引当額	－	－	－	－	－	△116,933	△116,933
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

当連結会計年度（2026年５月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）	合計 （千円）
税務上の繰越欠損金	－	－	－	－	5,856	171,174	177,030
評価性引当額	－	－	－	－	△5,856	△171,174	△177,030
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年５月31日)	当連結会計年度 (2026年５月31日)
法定実効税率	34.3%	34.3%
(調整)		
住民税均等割	1.3%	0.9%
評価性引当額の増減	9.7%	18.3%
のれん償却額	2.7%	3.3%
税率差異	△1.5%	△2.4%
税額控除	△2.7%	△2.5%
税務上の繰越欠損金の利用	△2.2%	－%
退職給付制度改定損	1.5%	－%
その他	2.7%	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.8%	51.1%

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

（共通支配下の取引等）

連結子会社間の合併

(1) 取引の概要

①結合当事会社の名称及びその事業の内容

ア．吸収合併存続会社：㈱田村ビルズ（建築・不動産事業）

イ．吸収合併消滅会社：㈱アービックマネジメント（不動産管理業）

②企業結合日：2025年４月１日

③企業結合の法的形式：㈱田村ビルズを吸収合併存続会社、㈱アービックマネジメントを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称：変更はありません。

⑤取引の目的を含む取引の概要

不動産事業を行う両社の合併により、当社グループの経営資源を最適かつ効率的に活用し、より質の高い営業活動やサービスの提供を可能にすることで、事業領域と顧客基盤を拡大することを企図したものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

建築・不動産事業用店舗の不動産賃貸借契約に伴う退去時における原状回復義務等を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自　2024年６月１日　　至　2025年５月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		
	建築・不動産事業	環境リサイクル事業	計
一時点で移転される財	6,534,140	927,678	7,461,819
一定の期間にわたり移転される財	214,406	－	214,406
顧客との契約から生じる収益	6,748,547	927,678	7,676,225
その他の収益	－	－	－
外部顧客との売上高	6,748,547	927,678	7,676,225

（注）建築・不動産事業の「一定の期間にわたり移転される財」には、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく賃貸料収入を含んでおります。

当連結会計年度（自　2025年６月１日　　至　2026年５月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		
	建築・不動産事業	環境リサイクル事業	計
一時点で移転される財	8,089,197	867,152	8,956,349
一定の期間にわたり移転される財	269,625	－	269,625
顧客との契約から生じる収益	8,358,823	867,152	9,225,975
その他の収益	－	－	－
外部顧客との売上高	8,358,823	867,152	9,225,975

（注）建築・不動産事業の「一定の期間にわたり移転される財」には、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく賃貸料収入を含んでおります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）４．会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	214,703	212,233
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	212,233	180,583
契約負債（期首残高）	78,266	82,696
契約負債（期末残高）	82,696	187,905

（注）契約負債は、主として顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年を超える取引はないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメント概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。したがって、当社は「建築・不動産事業」及び「環境リサイクル事業」の２つを報告セグメントとしております。各セグメントに属するサービスの内容は以下の通りであります。

セグメント区分	属するサービスの内容
建築・不動産事業	不動産売買仲介、中古住宅買取再販、新築建売、投資用アパート販売、賃貸仲介・賃貸管理、建築・足場、不動産テック、不動産ファンド、その他
環境リサイクル事業	収集運搬、中間処理、最終処分、リサイクル、その他

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、連結損益計算書の営業損益と調整を行っております。

３．報告セグメントとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注１）	連結財務諸表計上額（注２）
	建築・不動産事業	環境リサイクル事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,748,547	927,678	7,676,225	－	7,676,225
セグメント間の内部売上高又は振替高	33,802	22,233	56,036	△56,036	－
計	6,782,349	949,911	7,732,261	△56,036	7,676,225
セグメント利益	511,723	116,825	628,548	△121,904	506,644
セグメント資産	6,508,418	761,990	7,270,409	559,539	7,829,948
その他の項目					
減価償却費	19,825	44,266	64,091	24,758	88,850
のれん償却額	32,235	－	32,235	－	32,235
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	81,140	30,239	111,379	79,375	190,755

（注１）調整額の内容は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産であります。全社資産は、主に管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産に係るものであります。

（注２）セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注１）	連結財務諸表計上額（注２）
	建築・不動産事業	環境リサイクル事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,358,823	867,152	9,225,975	－	9,225,975
セグメント間の内部売上高又は振替高	41,674	24,654	66,329	△66,329	－
計	8,400,498	891,807	9,292,305	△66,329	9,225,975
セグメント利益	497,015	57,497	554,513	△135,425	419,087
セグメント資産	9,302,926	881,937	10,184,864	204,839	10,389,704
その他の項目					
減価償却費	21,051	42,655	63,706	33,122	96,829
のれん償却額	30,680	－	30,680	－	30,680
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	21,641	47,398	69,040	80,766	149,806

（注１）調整額の内容は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産であります。全社資産は、主に管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産に係るものであります。

（注２）セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】
前連結会計年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）
１．製品及びサービスごとの情報
セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
(1)売上高
本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。
(2)有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）
１．製品及びサービスごとの情報
セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
(1)売上高
本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。
(2)有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前連結会計年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

	建築・不動産事業	環境リサイクル事業	全社・消去	合計
減損損失	7,537千円	－千円	－千円	7,537千円

当連結会計年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前連結会計年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

	建築・不動産事業	環境リサイクル事業	全社・消去	合計
当期償却額	32,235千円	－千円	－千円	32,235千円
当期末残高	92,040千円	－千円	－千円	92,040千円

当連結会計年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

	建築・不動産事業	環境リサイクル事業	全社・消去	合計
当期償却額	30,680千円	－千円	－千円	30,680千円
当期末残高	61,360千円	－千円	－千円	61,360千円

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前連結会計年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

１．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

②連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

③連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

②連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

③連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当連結会計年度 自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
１株当たり純資産額	1,894円03銭	2,047円85銭
１株当たり当期純利益	224円57銭	157円60銭

（注１）潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、前連結会計年度は潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、当連結会計年度は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注２）１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目		前連結会計年度 （2025年５月31日）	当連結会計年度 （2026年５月31日）
純資産の部の合計額	（千円）	1,894,028	2,047,847
純資産の部の合計額から控除する金額	（千円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額	（千円）	1,894,028	2,047,847
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	（株）	1,000,000	1,000,000

（注３）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

項目		前連結会計年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当連結会計年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
親会社株主に帰属する当期純利益	（千円）	224,570	157,596
普通株主に帰属しない金額	（千円）	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	（千円）	224,570	157,596
普通株式の期中平均株式数	（株）	1,000,000	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		①2023年４月26日臨時株主総会決議の新株予約権320個（普通株式32,000株） ②2024年５月21日臨時株主総会決議の新株予約権430個（普通株式43,000株） これらの詳細については、第６【経理の状況】【連結財務諸表等】【注記事項】（ストック・オプション等関係）に記載の通りであります。	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	利率（%）	担保	償還期限
㈱田村ビルズグループ	第３回無担保社債	2023年８月４日	70,000	50,000 (20,000)	0.7	無担保社債	2028年８月４日
㈱田村ビルズグループ	第４回無担保社債	2024年11月29日	300,000	300,000 (－)	1.0	無担保社債	2031年11月28日
㈱田村ビルズグループ	第５回無担保社債	2025年５月１日	120,000	102,600 (17,400)	1.3	無担保社債	2032年４月30日
㈱田村ビルズグループ	第６回無担保社債	2025年６月10日	－	350,000 (－)	1.3	無担保社債	2032年６月10日
合計	－	－	490,000	802,600 (37,400)	－	－	－

（注１）当期末残高欄の（　）書は、１年内に償還が予定されている額であります。

（注２）連結決算日後５年内における１年ごとの償還予定額は以下の通りであります。

１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
37,400	37,400	27,400	17,400	17,400

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	1,412,000	2,518,000	1.6	－
１年以内に返済予定の長期借入金	329,698	464,624	1.3	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）	2,544,575	3,228,741	1.4	2027年８月～2054年２月
合計	4,286,273	6,211,366	－	－

（注１）平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

（注２）長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後５年間の返済予定額は以下の通りであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	468,567	763,860	295,957	261,326

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、連結財務諸表規則第92条の２の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年６月１日から翌年５月31日まで
定時株主総会	毎決算期の翌日から、３ヶ月以内
基準日	毎年５月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年５月31日、毎年11月30日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 大阪市中央区伏見町三丁目６番３号 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL　https://tamura-builds.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年８月31日

株式会社田村ビルズグループ
　取締役会御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　新　開　智　之

業務執行社員　公認会計士　相　羽　美香子

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社田村ビルズグループの2025年６月１日から2026年５月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社田村ビルズグループ及び連結子会社の2026年５月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2026年８月31日

株式会社田村ビルズグループ
　取締役会御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

代 表 社 員 業務執行社員	公認会計士	新　開　智　之
業務執行社員	公認会計士	相　羽　美香子

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社田村ビルズグループの2025年６月１日から2026年５月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社田村ビルズグループ及び連結子会社の2026年５月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。